六点　北緯三三度二八分二六秒二一四六　東経一三二度二八分一六秒九九六一
七点　北緯三三度二八分二二秒〇八四三　東経一三二度二八分一三秒一七一二
八点　北緯三三度二八分二一秒七一七六　東経一三二度二八分一二秒三五〇九
九点　北緯三三度二八分二二秒〇五五四　東経一三二度二八分一一秒六六三九
十点　北緯三三度二八分二二秒一三九三　東経一三二度二八分一一秒四四三八
十一点　北緯三三度二八分二一秒九八九七　東経一三二度二八分一一秒二五八一
十二点　北緯三三度二八分二二秒〇五一四　東経一三二度二八分一一秒一三八四

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
山手川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
愛媛県宇和島市高串の区域内の土地のうち、次の一点から三十点までを順次結んだ線及び一点と三十点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点　北緯三三度一五分二四秒三三八一　東経一三二度三四分一七秒三九〇四
二点　北緯三三度一五分二四秒一七一九　東経一三二度三四分一七秒二四八七
三点　北緯三三度一五分二二秒九九三八　東経一三二度三四分一六秒七七八四
四点　北緯三三度一五分二〇秒九〇六六　東経一三二度三四分一三秒六五一五
五点　北緯三三度一五分二一秒四四〇四　東経一三二度三四分一三秒一二一六
六点　北緯三三度一五分二四秒四七二三　東経一三二度三四分一四秒七四〇一
七点　北緯三三度一五分二四秒六五〇三　東経一三二度三四分一五秒六八六八
八点　北緯三三度一五分二八秒〇四二五　東経一三二度三四分一七秒八四七八
九点　北緯三三度一五分二八秒三一九七　東経一三二度三四分一八秒八五八六
十点　北緯三三度一五分二八秒八二五三　東経一三二度三四分一九秒一〇八一
十一点　北緯三三度一五分二九秒〇〇九〇　東経一三二度三四分一九秒三四二四
十二点　北緯三三度一五分二九秒〇六五四　東経一三二度三四分一九秒三七二〇
十三点　北緯三三度一五分二九秒一九二八　東経一三二度三四分一九秒四三一二
十四点　北緯三三度一五分二九秒二二三五　東経一三二度三四分一九秒三九一三
十五点　北緯三三度一五分二九秒四一〇一　東経一三二度三四分一九秒一五二二
十六点　北緯三三度一五分二九秒四一三一　東経一三二度三四分一九秒一四八四
十七点　北緯三三度一五分二九秒四八八三　東経一三二度三四分一九秒〇五三七
十八点　北緯三三度一五分三〇秒〇九二四　東経一三二度三四分一八秒三〇一一
十九点　北緯三三度一五分三〇秒一一一一　東経一三二度三四分一八秒三二一九
二十点　北緯三三度一五分二九秒八八九二　東経一三二度三四分一八秒六〇二五
二十一点　北緯三三度一五分二九秒四三五五　東経一三二度三四分一九秒一七三三
二十二点　北緯三三度一五分二八秒九六九六　東経一三二度三四分一九秒七六三〇
二十三点　北緯三三度一五分二八秒九六〇五　東経一三二度三四分一九秒七五三八
二十四点　北緯三三度一五分二八秒九四七〇　東経一三二度三四分一九秒七七〇七
二十五点　北緯三三度一五分二八秒七三六二　東経一三二度三四分一九秒六〇三九
二十六点　北緯三三度一五分二八秒六二七三　東経一三二度三四分一九秒五五三五
二十七点　北緯三三度一五分二八秒三九七七　東経一三二度三四分一九秒六三四六
二十八点　北緯三三度一五分二七秒八三八一　東経一三二度三四分一九秒三二六六
二十九点　北緯三三度一五分二七秒七四一二　東経一三二度三四分一八秒六一八三
三十点　北緯三三度一五分二五秒〇〇四一　東経一三二度三四分一七秒一六五一

○国土交通省告示第四百八十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月二十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
八田部
二　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
滋賀県長浜市西浅井町八田部
字岩神　四九八番一
四九九番から五〇四番まで
五〇四番一及び五〇四番二
五〇五番
五〇五番一及び五〇五番二
五〇六番から五一九番まで
五二〇番から五二四番まで
五二五番一及び五二五番二
五二六番から五二八番まで
五二九番一から五二九番四まで
五三〇番から五三五番まで
五三五番一
五三六番から五三九番まで
五三九番一
五四〇番から五四九番まで
五四九番一及び五四九番二
五五〇番から五五八番まで
五五八番一
五五九番から五六三番まで
五六四番一
五六六番から六六九番まで
六七五番及び六七六番
六七六番一から六七六番三まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
滋賀県長浜市西浅井町八田部
字香爐　六八〇番六　一号及び二号
六六五番　三号
六六九番一　四号
五六五番　八号
五六四番一　九号
六六二番一　十号及び十一号
字岩神　四九七番一　五号から七号まで

○北陸地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十六日　北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市下鍛冶屋字長面五八三番三から同市下鍛冶屋字大口四三二番一まで	前	一六・〇〇～二二・二五メートル	〇・一六七キロメートル
	後	二〇・〇〇～三九・〇〇	〇・一六七

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十六日　北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	村上市下鍛冶屋字長面五八三番三から同市下鍛冶屋字大口四三二番一まで	北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年六月二十六日

○九州地方整備局告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月二十六日

九州地方整備局長　森田　康夫